

# 平成 29 年 10 月

## 遊佐町農業委員会第 7 回総会議事録

- 開催日程 平成 29 年 10 月 25 日（水） 午後 2 時 00 分～午後 3 時 30 分
- 場 所 遊佐町役場 1 階 議事所
- 会議に付した議案  
報告事項 1. 解約について  
報告事項 2. 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について

- 議第 35 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について  
議第 36 号 非農地証明願いについて  
議第 37 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について  
議第 38 号 農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定許可申請について  
議第 39 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について  
議第 40 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請について  
議第 41 号 農地法第 5 条の規定による賃借権設定許可申請について  
議第 42 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による  
農用地利用集積計画の決定について  
議第 43 号 農用地利用配分計画案について

#### 4. 出席委員 (16 名中 13 名)

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	齋藤 誠喜	2	鈴木 寿一	3	渡会 健	4	鈴木 一弥
5	高橋 正樹	6	川俣 義昭	7	菅原 幸男	8	菅原 寛志
						12	土門健太郎
13	荒生あや子	14	菅原 善悦	15	佐藤 重一	16	佐藤 充

#### 5. 欠席委員 (3 名)

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
9	今野 一彦	10	伊原ひとみ	11	榊原 一男		

#### 6. 出席農地利用最適化推進委員 (4 名中 2 名)

地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名
遊佐	大谷 進一					北部	高橋 正人

#### 7. 欠席農地利用最適化推進委員 (2 名)

地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名
蕨岡	池田 龍介	南西部	今井 彰				

#### 8. 事務局出席者 (3 名)

佐藤廉造事務局長、太田英敦係長、伊藤歩美主事

#### 9. 関係機関・団体等その他出席した者 (0 名 なし)

#### 10. 会議の概要

事務局長	定刻になりましたので遊佐町農業委員会 10 月定例会を開催します。 はじめに、本日の出欠状況の報告を荒生懲罰委員長よりお願いします。 (13 番荒生あや子委員が挙手し、議長が指名する)
13 番荒生あや子委員	欠席委員 3 名、出席委員 13 名で農業委員会等に関する法律、第 27 条第 3 項の規定により、本総会は成立しております。 なお、農地利用最適化推進委員は 2 名欠席で、2 名出席しております。 以上報告を終わります。
事務局長	ありがとうございました。続きまして、総会開催にあたり、会長よりご挨拶をお願いします。
会長	日中、お忙しい中ご苦勞さまです。2、3 日前に非常に大きい台風 21 号がきました。幸いに、山形県そしてこの遊佐町には思っていたほど、大きな被害がなく大変良かったです。 また、台風と同時に衆議院選挙もありました。結果はご存知のとおり、自民党の過半数、公明党で 300 を超える議席を確保しました。事実上の独裁与党になったわけですが、これで良いものなのか考えさせられます。野党にも、もう少しまとまって頑張ってもらいたいものです。今回の選挙では、各党が農業への経済的支援と希望が持てる政策をあげていました。ただ、日本維新の会だけは所得補償を主業農家だけにかぎると位置付け、減反は廃止、そして米は自由に作りましようとしてあげています。農地に関しては、企業への農地所有の全面解禁も打ち出しています。この農地を全面解禁したら、日本の農業は崩壊するかもしれません。その為に農業委員会があるのです。 本日は、10 月定例総会に提出されました全議案に対し、慎重審議くださいますようお願いしまして、挨拶といたします。
事務局長	それでは、会議の議長は、遊佐町農業委員会 会議規則第 4 条の規定により、会長が当たることになっておりますので、佐藤会長より議長をお願いします。
議長	それでは、議事に入る前に、会議規則第 13 条の規定による、議事録署名人の選任を行います。 恒例によりまして、議長の私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。  〈異議なしの声〉 では 12 番土門健太郎委員、13 番荒生あや子 委員にお願いします。 なお、書記は、事務局の伊藤主事を指名します。それでは、総会次第に基づき進行いたします。 始めに、報告事項について、事務局より説明願います。 (事務局長が挙手し、議長が指名する)
事務局長	(報告事項、朗読説明)

事務局	<p>ご説明いたします。総会議案書の 2 頁をご覧ください。</p> <p>報告事項 1. 解約について  番号 17 計 2 筆、5,796 m<sup>2</sup>  解約の事由は、農地中間管理機構に利用権を設定するためです。  後ほど、議第 43 号でご審議いただきます。</p> <p>番号 18 計 3 筆、885 m<sup>2</sup>  解約の事由は、高速道路用地の収用です。</p> <p>続きまして、報告事項 2. 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について合計 13 件、すべて農地法第 3 条の許可不要の取得事由の届出の受理となっております。</p> <p>番号 34 計 2 筆、2,967 m<sup>2</sup>  番号 35 計 1 筆、8,067 m<sup>2</sup>  番号 36 計 3 筆、331 m<sup>2</sup>  番号 37 計 12 筆、9,810 m<sup>2</sup>  番号 38 計 2 筆、512 m<sup>2</sup>  番号 39 計 4 筆、5,429 m<sup>2</sup>  番号 40 計 14 筆、10,607 m<sup>2</sup>  番号 41 計 15 筆、2,819.56 m<sup>2</sup>  番号 42 計 1 筆、659 m<sup>2</sup>  番号 43 計 1 筆、1,000 m<sup>2</sup>  番号 44 計 2 筆、82 m<sup>2</sup>  番号 45 計 2 筆、676 m<sup>2</sup>  番号 46 計 10 筆、13,288 m<sup>2</sup></p> <p>以上 13 件、全て相続による所有権の取得です。  以上です。</p>
議長	<p>只今の報告事項について、何か質問・意見等はありませんか。  (質問、意見無し)</p> <p>無いようですので以上で報告事項を終了し、引き続き議事に移ります。  議第 35 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について、事務局の説明を求めます。  (事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>事務局より補足説明願います。  (事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>補足説明申し上げます。審査基準書は 1 頁をご覧ください。</p> <p>農地法第 18 条第 1 項第 2 号、農地の引き渡し期限前、6 箇月以内に成立した合意解約が書面で明らかたため、通知受理のみで足りる内容となっております。</p> <p>それでは個別に説明させていただきます。</p> <p>番号 31 計 1 筆、336 m<sup>2</sup></p>

	<p>解約の事由は、転用のためです。</p> <p>番号 32 計 5 筆 11,867 m<sup>2</sup></p> <p>解約の事由は、所有権移転のためです。議第 42 号(1) 番号 9 でも説明しますが、現在の借人が譲受人の、所有権移転です。</p> <p>番号 33 計 6 筆 13,898 m<sup>2</sup></p> <p>解約の事由は、第三者に利用権を設定するためです。今月総会で、中間管理機構を通して利用権を設定します。</p> <p>番号 34 計 2 筆 3,342 m<sup>2</sup></p> <p>解約の事由は、第三者に利用権を設定するためです。今月総会で、中間管理機構を通して利用権を設定します。</p> <p>番号 35 計 4 筆 13,853 m<sup>2</sup></p> <p>解約の事由は、第三者に利用権を設定するためです。今月総会で、中間管理機構を通して利用権を設定します。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それではただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>無いようですので、質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第 35 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 35 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議第 36 号 非農地証明願いについて事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>事務局より補足説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>それでは説明いたします。議案書は 9 頁、審査基準書は 2 頁、補足説明資料は 1 頁をご覧ください。</p> <p>番号 5 計 2 筆、812 m<sup>2</sup></p> <p>審査基準書 2 頁北側の申請地については、少し切ってはいたようですが、北側の一部が大分昔から竹が生えており、土地の中ほどにも細い竹が生えている状況です。</p> <p>また、一部住宅の基礎のようなものもかかっているような状況となっております。また、審査基準書 2 頁南側の申請地につきましては、昭和 56 年頃に農地であることを認識せず居宅を増築し、以降 30 年以上宅地として使用しております。農地に復元することが困難で、復元しても農地として継続利用が出来ない状況です。申請人はこちらの方に戻ってくることは考えておらず、住宅も町の空き家バンクに登録し、買い手が見つかってい</p>

	<p>るとのことです。</p> <p>現況非農地として証明してよろしいかご審議いただきたいと思います。</p> <p>また、19日に齋藤土地専門部会長、今野副部会長、菅原幸男委員、高橋推進委員の4名で現地調査を行っておりますので、後ほど報告をお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは1番齋藤部会長より現地調査の報告をお願いします。</p> <p>(1番齋藤誠喜委員が挙手し、議長が指名する)</p>
1番齋藤誠喜委員	<p>10月19日に現地調査をおこないました。審査基準書2頁を見ていただくと申請地は2ヶ所に分かれております。現地調査写真で見てもわかるように住宅が申請地にかかって建っております。審査基準書4頁を見てもわかるように竹林になっており、建物の土手のあたりにも竹が生えているような状況でした。これを見ますと農地に復元するのは大変難しいと見て来ましたので非農地証明を出すのは妥当ではないかと見てまいりました。</p>
議長	<p>次に7番菅原幸男委員より現地調査の報告をお願いします。</p> <p>(7番菅原幸男志委員が挙手し、議長が指名する)</p>
7番菅原幸男委員	<p>私も問題無いと見て来ました。ただ、空き家バンクで購入する方が農家ではないということで、農地のままですと全て取得できないということでしたので、非農地証明をだしていただき合わせて購入すると聞いております。</p>
議長	<p>次に高橋推進委員より現地調査の報告をお願いします。</p> <p>(高橋正人推進委員が挙手し、議長が指名する)</p>
高橋正人推進委員	<p>19日に現地調査をおこないまして、私も齋藤委員、菅原委員と同じ意見です。</p>
議長	<p>ただいまの議案の事務局説明、現地調査委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(14番菅原善悦委員が挙手し、議長が指名する)</p>
14番菅原善悦委員	<p>非農地証明ということですが、仮に申請地が認められた場合、地目は何になるのですか。参考までにお聞きします。</p>
議長	<p>事務局、説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>ご説明します。法務局で地目変更手続きをおこなっていただくわけですが、いずれにしても登記官の判断によるところですが、住宅が一部掛かっている申請地ですと宅地になると思います。もう一か所については、山林か雑種地のどちらかになると思います。</p>
議長	<p>他にありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>それでは、ここで質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第36号 非農地証明願いについて、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。</p>

	<p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 36 号 非農地証明願いについて、原案のとおり現況非農地として証明することに決定いたします。</p> <p>次に、議第 37 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>事務局、説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>審査基準書は 5 頁をご覧ください。</p> <p>農地法第 3 条による所有権移転許可申請で、第 3 条第 2 項の各号に掲げる効率利用、下限面積、調和要件等の不許可要件には該当しないと考えます。</p> <p>番号 7 計 2 筆 4,804 m<sup>2</sup></p> <p>この件については、荒生委員より現地調査を行っていただきました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それではこの件につきまして、13 番荒生あや子委員より現地調査の報告をお願いします。</p> <p>(13 番荒生あや子委員が挙手し、議長が指名する)</p>
13 番荒生あや子委員	<p>10 月 13 日に現地調査に行つて来ました。譲受人は昨年 4 月にも総会にかかり、農地を取得しております。現地を見ますと、周辺に住宅もなく一面畑となっている場所です。その中で荒廃農地のような何も作付けされていない農地もあります。申請地を見た限り、重機が入った跡がありきれいになっていました。畑に土を入れるということで盛土もされており、うるいを耕作予定とのことでした。重機も入れてきれいになっている事や耕作予定作物も決まっていることから所有権相手先としたは何ら問題無いと見て来ました。</p>
議長	<p>それではただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>無いようですので、質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第 37 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 37 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議第 38 号 農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定許可申請について事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書、朗読説明)

議長	事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	補足説明申し上げます。審査基準書は6頁をご覧ください。 農地法第3条による使用貸借権設定許可申請で、第3条第2項の各号に掲げる効率利用、下限面積、調和要件等の不許可要件には該当しないと考えます。 番号5 計33筆、34,630㎡ 同一人と再設定です。貸人は農業者年金受給者で、経営移譲を行った際に設定した契約の再設定となります。 以上です。
議長	それではただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手願います。 (出席委員全員挙手) 無いようですので、質疑を終了し採決いたします。 議第38号 農地法第3条の規定による使用貸借権設定許可申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (出席委員全員挙手) 全員賛成ですので、議第38号 農地法第3条の規定による使用貸借権設定許可申請について、原案のとおり許可することに決定いたします。 次に、議第39号 農地法第4条の規定による許可申請について事務局の説明を求めます。 (事務局長が挙手し、議長が指名する)
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	それでは、詳細説明お願いいたします。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	それでは説明いたします。 審査基準書は7頁、補足説明資料は48頁からご覧ください。 番号1 計7筆、2,453㎡ 申請地は、現在藤崎字下モ山で採取している山砂採取について、搬出が遅れているために、これまで使用してきた山砂の資材置場に搬出先が決まるまでストックするため、引き続き使用したいということで申請したものです。 区域は都市計画区域外、農振農用地区域内、土地改良事業受益地外で、期間は許可の日から2年間となっています。 農用地区域内に該当しているため、許可基準では原則不許可ですが、仮設工作物の設置等で3年以内の一時転用で農振計画の達成に支障がない場合には許可できるとなっています。 2年間の一時転用で、連帯保証人もおり、終了後は畑として利用する計画であるため、農振計画の達成には支障がなく、許可要件に該当すると考えます。

	<p>一般基準については、転用の目的、確実性、計画面積の妥当性、周辺農地への影響等からも支障がないと考えます。</p> <p>農用地区域内の砂採取に係る一時転用について、町の同意があることから、許可相当である意見を付して県知事に進達してよろしいかご審議をお願いします。</p> <p>なお、先日、齋藤部会長、今野副部会長、鈴木一弥委員、今井推進委員の4名で現地調査を行っておりますので、現地調査の報告をお願いします。以上です。</p>
議長	<p>それでは1番齋藤部会長より現地調査の報告をお願いします。</p> <p>(1番齋藤誠喜委員が挙手し、議長が指名する)</p>
1番齋藤誠喜委員	<p>19日に現地調査をおこなって来ました。申請地は十里塚集落から少し南に行った国道沿いになります。字限図ですが補足説明書の10頁に詳しくのっていますが、今まで資材置場として利用していた場所が広い所です。細くなっている場所が搬出路となっています。先ほど事務局から説明がありましたが、砂山の採取が遅れているため砂をストックするために利用したいということでした。転用期間が2年ということで現地調査の際、担当者の方にお話を聞くことができました。期間については余裕を持たせて2年としたようです。今までも利用していましたし、理由を聞けば納得するので問題無いと思います。</p>
議長	<p>次に4番鈴木一弥委員より現地調査の報告をお願いします。</p> <p>(4番鈴木一弥委員が挙手し、議長が指名する)</p>
4番鈴木一弥委員	<p>私も部会長の言うとおりの何ら問題無いと思います。</p>
議長	<p>ただいまの議案の事務局説明、現地調査委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(6番川俣義昭委員が挙手し、議長が指名する)</p>
6番川俣義昭委員	<p>先ほどの説明では販売先が決まるまでのストックということですが、2年後販売が終われば、農地に戻すということですが、きちんと終了を守って優良農地にしてもらうまで見届ける必要があると思いますので、農業委員の皆さんの頭も中に入れておいていただきたいと思います。</p>
議長	<p>川俣委員からもありましたが、前々から砂を取った後の跡地の話がありましたが、他のところも砂を採った後、何も作付けされていないと区長さんなどからお話を聞いております。農業委員会としても見ていく事やこれから指導もしていく旨をお話してあります。</p> <p>他に何かありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>それでは、ここで質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第39号 農地法第4条の規定による許可申請について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第39号 農地法第4条の規定による許可申請に</p>



	<p>ついて、原案のとおり許可相当との意見書を添付して県知事に進達する事に決定いたします。</p> <p>次に、議第 40 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請について事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>それでは、詳細説明お願いいたします。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>それでは説明いたします。</p> <p>総会議案書は 17 頁、審査基準書は 12 頁、補足説明資料は 31 頁からご覧ください。</p> <p>番号 5 番 計 1 筆、336 m<sup>2</sup></p> <p>申請地は大井集落の東部に位置し、都市計画区域外、農業振興地域内、土地改良事業受益地内となっており、寺院の駐車場を整備するため申請したものです。農振除外を行い、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第 1 種農地と判断されます。必要な資金を確認し確実性があり、計画面積も駐車スペース、通路等の配置から適当なものと考えられます。土地改良受益地であります。月光川土地改良区の意見書もあり、周辺農地への支障も考えられないことから許可相当と判断いたします。</p> <p>なお、19 日に齋藤部会長、今野副部会長、川俣委員、今井推進委員の 4 名で現地調査を行っておりますので、ご報告をお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは 1 番齋藤部会長より現地調査の報告をお願いします。</p> <p>(1 番齋藤誠喜委員が挙手し、議長が指名する)</p>
1 番齋藤誠喜委員	<p>19 日現地調査をおこないました。現地調査写真を見て頂いてもわかるように少し草が生えているような状況でした。以前も総会で農振除外が出ていました。今回は所有権移転した後に駐車場として転用ということの申請のようです。隣接する土地の方や関係者の方の協議も整っておりますし、檀家の方のための駐車場ということで問題無いと見て来ました。</p>
議長	<p>次に 6 番川俣委員より現地調査の報告をお願いします。</p> <p>(6 番川俣義昭委員が挙手し、議長が指名する)</p>
6 番川俣義昭委員	<p>私も同じ意見であります。前もって前の総会でこの転用条件にして農振除外をおこなっておりますので、問題無いと判断して参りました。</p>
議長	<p>ただいまの議案の事務局説明、現地調査委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>それでは、ここで質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第 40 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。</p>

	<p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 40 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請について、原案のとおり許可相当との意見書を添付して県知事に進達する事に決定いたします。</p> <p>次に、議第 41 号 農地法第 5 条の規定による賃借権設定許可申請について事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>それでは、詳細説明お願いいたします。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>それでは説明いたします。</p> <p>総会議案書は 19 頁、審査基準書は 17 頁、補足説明資料は 48 頁からご覧ください。</p> <p>番号 1 計 1 筆、477 m<sup>2</sup></p> <p>先ほど、議第 39 号でご審議いただきました資材置場への国道 7 号からの通路として使用するというものです。期間は 2 年間で、採取後は農地に復元することで、連帯保証がなされております。土地改良受益地外で、関連施設はありません。採取後は畑として利用し、農業振興地域整備計画の達成に支障が無いとして町長からの同意を得ております。周辺農地へ与える影響がないこと等から、許可相当と考えます。</p> <p>なお、19 日に齋藤部会長、今野副部会長、鈴木一弥委員、今井推進委員の 4 名で現地調査を行っておりますので、ご報告をお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは 1 番齋藤部会長より現地調査の報告をお願いします。</p> <p>(1 番齋藤誠喜委員が挙手し、議長が指名する)</p>
1 番齋藤誠喜委員	<p>19 日に現地調査をおこないました。審査基準書 18 頁に申請地の現地調査写真があります。先ほどの議第 39 号と関連しているわけですが、砂の搬出路を一時転用で賃借するということのようなようです。貸人の畑、隣接の土地の所有者に迷惑をかけている様子もありませんでしたし、これも許可相当と見て来ました。</p>
議長	<p>次に 4 番鈴木委員より現地調査の報告をお願いします。</p> <p>(4 番鈴木一弥委員が挙手し、議長が指名する)</p>
4 番鈴木一弥委員	私も何ら問題無いと思いました。
議長	<p>ただいまの議案の事務局説明、現地調査委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(14 番菅原善悦委員が挙手し、議長が指名する)</p>
14 番菅原善悦委員	<p>先ほどの砂置場の通路という位置づけのようですが、要は 2 年間借りるということで、期間が終了すれば地主の方に戻すわけですが、元の砂を置いてある場所は農地に戻すとの先ほどのお話でしたが、車も入れない土地になってしまうのではないですか。いくら農地に戻すという契約書が付い</p>

	<p>ていても何の意味も持たないように思います。先ほどの議題にさかのぼるわけですが、私はいかがなものかと思えます。</p>
議長	<p>事務局、説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>確かに菅原委員がおっしゃるとおり、先ほどの議第 39 号に行くには今のところ通路がございません。別件ではありますが、田の一部を農道にしたいという話があり確認したところ、転用にはあたらないということでしたので、田を少し削って農道作ることとは可能ということでした。なので譲渡人もしくは他の土地所有者から売ってもらうなり、借りるなりして農道を作ることとはできるのではないかと思います。</p>
14 番菅原善悦委員	<p>事務局の思いを聞いているわけではなく、譲渡人が本当に農地として復元する契約書がでているわけですが、意向が本当のところどうなのか見えません。</p>
8 番菅原寛志委員	<p>ただ今の件に付随するのですが、補足説明資料の 59 頁の営農計画書ですが、作物が野菜ということで特に品目なども記載されていないのですが、少し簡単すぎる気がします。その辺の査定はどのようにしているのですか。</p>
議長	<p>事務局、説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>ご説明いたします。計画ですので、この段階では具体的な作物までは決まっていないということなのでこのような記載となったのだと思います。 それから山砂採取として議案であがってきていますが、いずれかの総会でもお話したと思いますが、庄内総合支庁にも確認しましたが、この営農計画書は必須の添付書類ではございません。これが無くても他の書類が整っていれば農地法の許可はでてしまいます。一応、営農計画書はできていますが、申請者、町の企画課にも事務局がありますが、山砂採取の検討委員会などとの紳士協定ではないですが、そういったものを重視していただきたいと思えます。</p>
8 番菅原寛志委員	<p>優良農地を有意義に使っていただくというのが、農業委員会並びに当町の産業計画だと思いますので、まだ 2 年間と余裕があるようなので関連機関に相談やアドバイスなどをいただきながら進めていただければと思います。</p>
議長	<p>山砂関係ですが、例えば農業委員会で罰則などの権利があれば何かできるのですが、建物などを作る場合など許可出さざるを得ないような状況もあります。地元の方や山砂採取の検討委員会でも農業委員会で見極めてもらいたいとの意見もでています。農業委員会も優良農地として作物を作付けするまで指導していかなければならないと思えます。 他に何かありませんか。 (6 番川俣義昭委員が挙手し、議長が指名する)</p>
6 番川俣義昭委員	<p>取付道路についての関連になりますが、実際問題として砂丘の畑では、お金を払って自分の畑に行くための農道を利用している方はいらっしゃる</p>

	<p>ます。それも含めてあと 2 年間ありますので取付道路の件も含めて農業委員会で見ていく必要があるのだと思います。</p>
議長	<p>地元の農業委員もいますので様々農家の方と話し合っただき総会などでも報告していただければと思います。</p> <p>他に何かありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>それでは、ここで質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第 41 号 農地法第 5 条の規定による賃借権設定許可申請について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(過半数委員挙手)</p> <p>過半数以上ですので、議第 41 号 農地法第 5 条の規定による賃借権設定許可申請について、原案のとおり許可相当との意見書を添付して県知事に進達する事に決定いたします。</p> <p>次に、議第 42 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>事務局より補足説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>それでは補足説明申し上げます。審査基準書は 22 頁をご覧ください。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、遊佐町長から農用地利用集積計画の決定を求められております。</p> <p>内訳は、</p> <p>(1) 所有権移転が 1 件、</p> <p>(2) 利用権設定は新規設定が 11 件、再設定が 3 件となっております。</p> <p>計画の内容が審査基準に適合するかは、審査基準書をご覧ください。計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>それでは個別にご説明いたします。</p> <p>(1) 所有権移転</p> <p>番号 9 計 5 筆 11,867 m<sup>2</sup></p> <p>10a あたり 500,000 円、総額 5,933,500 円の、売買による所有権移転となります。この案件については、川俣委員に現地調査をお願いしておりますので、後ほど説明をお願いします。</p> <p>所有権移転については以上です。</p> <p>続いて利用権設定について説明します。審査基準書は 23 頁をご覧ください。</p> <p>番号 48 から 50 は同一人と再設定で、借人は全員が認定農業者です。</p> <p>(2) 利用権設定</p> <p>番号 48 計 1 筆、13,019 m<sup>2</sup>の内 12,451 m<sup>2</sup></p>

	<p>期間は3年、単価は10aあたり5,000円です。  内面積の残りの部分については、別の方が借人に設定されています。</p> <p>番号49 計5筆 4,159.21 m<sup>2</sup>  期間は5年、単価は10aあたり21,000円です。</p> <p>番号50 計5筆 6,741 m<sup>2</sup>  期間は5年、単価は10aあたり21,000円です。  続きまして、新規に利用権を設定する番号51について説明します。</p> <p>番号51 計1筆、2,234 m<sup>2</sup>の内2,200 m<sup>2</sup>  期間は10年、単価は10aあたり6,000円です。  面積が内面積となっている理由は、賃借料算定の際に端数がでないようにするためということで、農協の希望によるものだそうです。申請のあった土地にはハウスを設置し、アスパラを植える予定とのことでした。</p> <p>また、今後隣の土地についても利用権設定を行う予定とのことですが、具体的な日程は現在のところ未定とのことですが、</p> <p>続きまして、番号52から61までは、農地中間管理機構を通じた契約です。よって、借人はすべて、公益財団法人やまがた農業支援センター理事長若松正俊さんとなります。期間はすべて10年です。</p> <p>個別に説明します。</p> <p>番号52 計5筆、13,730 m<sup>2</sup>  単価は10aあたり17,000円です。</p> <p>番号53 計3筆、5,692 m<sup>2</sup>  単価は10,000円です。</p> <p>番号54 計5筆、6,690 m<sup>2</sup>  単価は10aあたり10,000円です。</p> <p>番号55 計5筆、21,516 m<sup>2</sup>  単価は10aあたり15,000円と17,000円です。</p> <p>番号56 計2筆、5,796 m<sup>2</sup>  単価は10aあたり11,000円です。</p> <p>番号57 計6筆、7,303 m<sup>2</sup>  単価は10aあたり15,000円です。</p> <p>番号58 計2筆、6,051 m<sup>2</sup>  単価は10aあたり11,000円です。</p> <p>番号59 計1筆、752 m<sup>2</sup>  単価は10aあたり17,000円です。</p> <p>番号60 計1筆、6,325 m<sup>2</sup>  単価は10aあたり13,000円です。</p> <p>番号61 計1筆、2,045 m<sup>2</sup>  単価は10aあたり17,000円です。  以上です。</p>
議長	それでは、

	<p>(1) 所有権移転の番号9につきまして、6番川俣義昭委員より現地調査の報告をお願いします。</p> <p>(6番川俣義昭委員が挙手し、議長が指名する)</p>
6番川俣義昭委員	<p>12日に申請地と譲受人に会ってきました。申請地は既に収穫が終わっております。以前から譲受人が耕作しておりました。昨年から作業所を新たに設けていますし、現在は研修生と一緒に仕事をしていますので労力的には問題無いと聞いてきました。ただ、調整委員会の中で単価50万円となっていますが、本来参考価格は70万円ですのでそこを含めて譲受人、譲渡人の双方の事情もあるようですので詳しい事は立ち入ることができなかったのが現状であります。先ほどの山砂と同じでお互い決まった価格の中で農業委員が見に行くわけですが、立ち入れない部分があるということ踏まえて報告いたします。</p>
議長	<p>この案件につきましては、</p> <p>農地利用調整委員会が開催されておりますので、佐藤重一委員長より報告をお願いします。</p> <p>(15番佐藤重一委員が挙手し、議長が指名する)</p>
15番佐藤重一委員	<p>10月19日に、202会議室で委員7名全員が出席して、農地利用調整委員会を開催しましたが、全ての案件について、特に問題なしとして審議し、本総会に提出しております。</p>
議長	<p>それでは、質疑に入ります。</p> <p>はじめに、(2)番号51につきまして審議いたします。</p> <p>この件は、川俣義昭委員と鈴木一弥委員に関する案件ですので、川俣委員と鈴木委員は、一時退席をお願いします。</p> <p>(4番鈴木一弥委員、6番川俣義昭委員 一時退席)</p> <p>(2)番号51の案件につきまして、</p> <p>事務局からの説明に何か質問意見等はございますか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>それでは質疑を打ち切り採決いたします。</p> <p>議第42号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、(2)番号51について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(在席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第42号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、(2)番号51について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>退席されていた川俣委員、鈴木委員は着席願います。</p> <p>(4番鈴木一弥委員、6番川俣義昭委員 着席)</p> <p>それではただいま議決いただきました(2)番号51以外の案件につきまして、質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明、現地調査報告に対し、何か質問・意見等はございますか。</p>

	<p>(質問・意見なし)</p> <p>それでは質疑を打ち切り採決いたします。</p> <p>議第 42 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 42 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議第 43 号 農用地利用配分計画案について、事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>事務局より補足説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>それでは説明いたします。町が作成する農用地利用配分計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農地の受け手が「地域との調和要件」を満たしているか等、農業委員会の意見を求められたものです。</p> <p>配分計画案について審査基準書の 25 頁をご覧ください。第 2 回集積で新たにマッチング及び配分されるもので、議第 42 号の利用権設定で詳細は説明いたしましたので割愛します。26 頁は移転についての配分計画案です。これは、既にやまがた農業支援センターを通して契約してあるもので、諸般の事情により受け手の変更が必要になったものです。</p> <p>なお書類は左側の借受者が新たな受け手、中央が土地の所在、契約面積、契約期間、賃借料、右側が出し手となっています。</p> <p>出し手ごとに説明いたします。</p> <p>計 4 筆、13,853 m<sup>2</sup></p> <p>こちらは、昨年度湧水の里遊佐に配分され、出し手が自作しておりましたが、作ることが大変になってきたということで耕作者を探しており、受け手変更するものです。</p> <p>計 2 筆、3,342 m<sup>2</sup></p> <p>こちらは、議第 35 号番号 34 が耕作していましたが、今回、新規就農で受け手が土地を探していたところ合意なりまして、受け手変更をするものです。</p> <p>なお、先ほどの議第 35 号で現在の受け手とやまがた農業支援センターの契約は解約済みです。</p> <p>以上です。</p>

議長

ただいまの議案の事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

(質問・意見なし)

無いようですので、お諮りします。

議第 43 号 農用地利用配分計画案について、適正なものと判断してよろしいか賛成の方は挙手願います。

(出席委員全員挙手)

全員賛成ですので、議第 43 号 農用地利用配分計画案について、適正なものと判断するとの意見を付して遊佐町長に回答することに決定いたします。

予定されておりました議事は以上ですが、他に何かございませんか。

(委員、事務局共になし)

無いようですので、これで 10 月の定例総会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。